

【論文】

畜産副生物の未活用要因を探る

－日本食肉文化史の視点から－

呂 恵眞*・小泉聖一**・石田正美***

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 5. 薬猟による和漢本草学の独自の発展 |
| 2. 研究方法 | 6. 食肉と皮革の取り扱いとの関係 |
| 3. “肉食禁止令の詔”以前の異国食肉文化の受け入れ | 7. 禁止令の中で限定的に行われた食肉 |
| 4. “肉食禁止令の詔”と食肉忌避の法制化および社会への浸透 | 8. 琉球における食肉文化 |
| | 9. 総括 |

Exploring the Reasons behind the Underutilization of Livestock
Byproducts: from the Perspective of the History of Japanese
Meat-eating Culture

Hui-Chen Lu, Seiichi Koizumi, Masami Ishida

1. はじめに

遊牧原住民の食肉文化の影響を受けた中華・朝鮮料理では「血」の一滴も余すことなく利用しているのに対し、日本の庶民的な食文化では動物の内臓・血液をあまり食さない伝統がある。中華圏から留学してきた筆者（呂）は、このことを不思議に思いながら、「なぜ動物の内臓を無駄にしてわずか一部しか食べないのか、いつ頃から食べなくなったのか……」という様々な疑問を抱くに至った。

日本における野生鳥獣の食肉などへの利用については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など様々な保護法律などにより制限がある。また、厚生労働省のジビエ

* 本学大学院研究生（ろ けいしん） ** 動物資源学科特任教授（こいずみ せいいち）
*** 国際共生学科教授（いしだ まさみ）

Key Words：1）薬猟、2）、肉食禁止令、3）「穢れ意識」、4）本草学、5）琉球王国
1）Medicinal Hunting、2）Meat-eating Ban、3）Consciousness of avoiding impurity、
4）Herbalism、5）Ryukyu Kingdom

（野生鳥獣肉）に対する危害分析重要管理点（Hazard Analysis Critical Control Point: HACCP）方式による衛生管理に関するガイドライン（2022年）により、野生鳥獣の食肉処理加工施設場では内臓全廃棄の方向にある。一方、と畜場における家畜の副生物部位の廃棄の状況を調べるために筆者は、日本国内の食肉処理場における牛・豚副生物の廃棄率や利用状況に関するアンケート調査などを2015～16年と2020～21年に実施した（有効回答数は2015～16年が22社、2020～21年が11社）。

表1は、その結果の概要を示したものである。副生物の活用率については、同じ部位において牛より豚の活用率が高い。また、「牛の副生物」については、2015～16年の調査でも、2020～21年の調査でも、牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE）問題が起きたことで、特定危険部位（Specified Risk Material: SRM）のうち牛の脳の100%が廃棄されている。次いで、2020～21年の調査では、牛の血液の廃棄率が95.0%で最も多く、危険部位である脊髓と、外鼻の廃棄率が90.0%と続き、頭蓋（とうがい、85.0%）、耳介（80.0%）、精巣、胆嚢（たんのう）、胎盤（各70.0%）、陰茎、胆汁、副腎（各60.0%）、脾臓（すいぞう、40.0%）、足（30.0%）の順であった。「豚の副生物の廃棄率」に関しては、豚の血液が最も多く廃棄され（94.4%）、次いで、精巣、胆嚢、胆汁、胎盤（各66.7%）、脳、

表1 部位別にみた2015～2016年と2020～21年の豚と牛の廃棄状況
（アンケート調査結果の概要）

		脳	脊髓	耳介	外鼻	血液	足	陰茎	精巣	胆嚢
2015 - 2016 年	豚	13 (65.0)	11 (55.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	18.5 (92.5)	4 (20.0)	15 (75.0)	14 (70.0)	15 (75.0)
	牛	19 (100.0)	19 (100.0)	16 (84.2)	17 (89.5)	17.5 (92.1)	12 (63.2)	16 (84.2)	16 (84.2)	14 (73.7)
2020 - 2021 年	豚	5 (55.6)	4 (44.4)	0 0.0	1 (11.1)	8.5 (94.4)	0 0.0	5 (55.6)	6 (66.7)	6 (66.7)
	牛	10 (100.0)	9 (90.0)	8 (80.0)	9 (90.0)	9.5 (95.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	7 (70.0)	7 (70.0)

		胆汁	頭蓋	大小腸	胃	皮膚	脾臓	胎盤	副腎	回答数
2015 - 2016 年	豚	15 (75.0)								20 (100.0)
	牛	14 (73.7)								19 (100.0)
2020 - 2021 年	豚	6 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	6 (66.7)	5 (55.6)	9 (100.0)
	牛	6 (60.0)	8.5 (85.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	7 (70.0)	6 (60.0)	10 (100.0)

資料：筆者のアンケート調査結果に基づく。

注：1） 数字は各と畜場で廃棄しているとの回答を1として、部位ごとに合計したもので、（ ）内の数字は、同合計値を全回答数で除した比率を%で示した部位別廃棄率である。

2）血液に関しては、京都のと畜場が「研究用と食用にわずかに活用している」との回答を寄せたのと、沖縄は血粉にして活用しているとの回答であったことから1ではなく0.5として数えることとした。

副腎、陰茎（各55.6%）脊髓（44.4%）、膀胱（33.3%）、外鼻（11.1%）の順となっている。5年前に比べ特に血液の廃棄率については、牛が92.1%から95.0%に、豚が92.5%から94.4%と、どちらも上昇している。

一方、2017年11月～2018年1月に実施した台湾・中国のと畜場における現地聞き取り調査では、豚の廃棄部位は豚毛や胆嚢と下顎骨（かがくこつ）と肩甲骨のみであった。「肉品市場」（併設公営と畜場）や私営食肉加工社にとっては、豚の血液や内臓などは非常に重要な収入源である点が日本と大きな違いとなっていた。台湾・中国では精肉に比べ、値段のやや高い豚の肝臓・腎臓や牛のアキレス腱などについては、家庭的な薬膳料理として食べられている。それに対して日本では精肉志向が強く、内臓の利用は、豚で可食用の肝臓と膀胱、牛で胆汁を医薬品の原料として出荷している事例があるものの、沖縄などを除き、血液や内臓の不可食部位はほとんど廃棄されているのが現状である。

日本と中国、台湾との間で、動物の内臓および血液の利用について、なぜこうした違いが生じたのか。筆者は、その差異について、食肉並びに内臓などの利用に関する日本の歴史を調べてきた。歴史を遡るといっても、日本では長い間食肉が禁止され、明治以降の西洋化で肉を食するようになったという単純な図式ではなく、日本の食肉文化史は少なからぬ紆余曲折を経てきている。以下では歴史の流れに従って、本稿の6つの問いを箇条書きで提示することとしたい。

- (1) 675年の「肉食禁止令の詔（みことのり）」以前、食肉は行われていたのか、またその食肉文化はどのようなものであったのか？
- (2) 第2に、動物に触れる、動物を食する、さらにはと畜といった行為に対する「穢れ」の観念が歴史的にどのように形成され、また何が「穢れ」の観念の対象となったのか？
- (3) 薬草とともに動物の血液や内臓をも薬とする「医食同源」の中国から伝わった「本草学」が、中国でどのように発展し、それらが日本に輸入された後、どのように発展したのか？
- (4) と畜して皮革を扱う産業がどのような必要性から起こり、生成される肉などの副生物をどのように処理していたのか？また皮革を扱う職人は、武家社会においてどのように位置づけられていたのか？
- (5) 動物を狩猟して、薬の代わりに食することを「薬猟（くすりがり）」と言うが、薬猟を含め、肉食禁止令の下での食肉はどのように行われていたのか？
- (6) 前述の通り、沖縄では、台湾や中国と同様に動物の内臓や血液を食する文化が存在するが、どのような歴史を経て、他の都道府県と異なる文化が形成されたのか？

ここで示した(1)～(6)の問いに答えていく中で、「日本では、なぜ動物の内臓や血液を活用せずに廃棄するようになったのか」との本稿の根源的な問いに答えていくこととしたい。ここで本稿の構成を述べると、2では研究方法を述べる。3では上述の(1)の問い、4では(2)の問い、といったように、8では(6)の問いにそれぞれ答えていくこととする。そして、9の総括で、上述の(1)～(6)の問いに対する答を示し、それまでまとめた歴史をもとに、今日日本で動物の内臓や血液を食さない食肉文化が形成された要因を検討する。

2. 研究方法

「はじめに」でも述べた通り、本稿は、筆頭著者が台湾と日本との食肉文化を比較する一方、豚と牛の副生物部位の活用・廃棄状況におけるアンケート調査を行ったところ、日本ではあまりに多くの副生物部位を廃棄していることが明らかになったことに鑑み、日本ではなぜ副生物部位を廃棄しているのかとの研究上の問いに端を発している。その問いに対する答を日本の食肉文化史に求め、既存の日本および中国の文献・資料を収集し、分析を行っていく。そのうえで、食肉が禁止される以前の時代、禁止されていた飛鳥時代から江戸時代末期までの時代まで、食肉に関する制度的な変遷と貴族・武家などの支配階級と一般庶民の食肉の実態について記述し、考察していくこととする。

3. “肉食禁止令の詔”以前の異国食肉文化の受け入れ

五胡十六国の鮮卑時代(107年～385年)から、古代インド仏教が、中央アジア諸国を経由する際に、仏教の諸経典もチベットを経由しモンゴルの地に取り入れられ、チベットの仏教思想がモンゴル遊牧民に浸透した。特にチベットやモンゴルで盛んに研究された『撰大乘論』(しょうだいじょうろん、400年)には、衆生(しゅじょう)が生きるため、利するのであれば、畜獣を殺し食べることは「菩薩戒(ぼさつかい)」を犯したことにはならず、悟りだと説いている。と畜により人々に活命を与えることは菩薩行となる。つまり、仏教が始められた頃に食肉は禁じられていない(内澤 2011、156-159; ガントヤー 2012、237-25)。

自然の大草原に住むモンゴル騎馬民族の存在は、アジアの殺生食肉思想に大きな影響を与えてきた。特に1231年からモンゴル帝国が高麗王朝に対して繰り返し戦争を行い、約100年間(1259年～)に渡り高麗を支配する間に、大量の牛を肉牛として供出するよう強要し、これにより牛肉食が高麗や中国にも伝えられた。また、『八幡愚童訓(はちまんぐどうくん)』などの史料より、蒙古弓(もうこきゅう)に牛角・腱(けん)を利用するため、

と牛の推進をさらに公然化するようにしていたことがわかる（佐々木 2004、354-355；尹 2008、192-204）。そのことからモンゴルでは、と畜奉仕者は殺生戒を超えて、むしろ敬意を持って尊重されている。食肉中心とする遊牧民はと畜するとき、動物の苦痛を減らすため、ナイフで即死させると同時に来生を祈願する懺悔祝詞（ざんげしゅくし）までの儀礼も行ふ。家畜を解体することは、タブーとされず大地に「血」を一滴もこぼすことはないのである。解体後に「血」を腸詰めにしてソーセージを作り、内臓も無駄なく全部食べていた。こうした犠牲となった畜獣を大切に、「命をもらって分かち合いながら生きる」（内澤 2011、146）という考え方は、モンゴル民族の菩薩行的なと畜世界観である（内澤 2011、144-146）。

古代日本においては、4世紀頃『播磨（はりま）国風土記』の中で、雨乞い豊作を祈願するため、神様に対する動物供犠とした神祇祭祀（じんぎさいし）や、動物を殺してその「血」で稲の種を洗うと大変に早く稲の芽が出たとかという「屠る」＝「穂振る」の語源より五穀豊穰（ごこくほうじょう）と呼ばれるようになったことから巫呪（ふじゆ）儀礼的なと畜思想を窺うことができる（中村 2011、44；辻本 1999、152）。そして、文明が進むにつれて、国家形成に向かう支配者の狩猟活動については、例えば『日本書記』巻第十四に、允恭（いんぎょう）天皇（415年）十四年九月条の「天皇、淡路嶋に狩りしたまふ……（中略）……。」に関わる史料から縄張としての猟場の「神聖性」が浮かび上がってくる。このように政治的・軍事的な目的として鹿を追い、狩ることは、王権的なと畜思想を意味することとされたわけである（山下 2005、107-111；中澤 2008、39）。

4. “肉食禁止令の詔”と食肉忌避の法制化および社会への浸透

仏教伝来から天武天皇に始まる“肉食禁止令の詔”（675年）により、臣民が「牛馬犬猿鶏」を食することが禁止されることとなった（西本 2008、166-167）。7世紀から天平～延暦年間にかけて、唐仏教の全盛期が迎えられ、大乘仏教は、日本にも大きな影響を与えた。仏教が普及するに従って、殺生食肉禁止令がしばしば取り上げられるようになった。

他方、仏教の殺生禁止に加えて、古代神道思想と結びつけられ、奈良時代から平安時代に形成されたのが「穢れ」の観念である（佐々木 2004、37）¹⁾。元来、古代神道思想においては、「山河の荒ぶる神々」への畏怖の心情が日本人の間で形成され、「山河の荒ぶる神々」の住む自然を清浄な聖域として捉えていた。このことから、「神は穢れを嫌う」との観念が、古代神道の習俗の中にひろく浸透していったと考えられている（村田 1986、42-43）。「神が嫌う」とされる「穢れ」の対象が何に向けられたのかに関しては、各種史料における「穢れ」に関する記述の中で最も多いのが「死に対する穢れ」で、その根源は

死に対する本能的な嫌悪にあると考えられている。他方、後述する「弘仁（こうにん）式」で、「死」とともに穢れの対象として挙げられているのが「産に対する穢れ」で、「死」と「産」は、人に限定したものに留まらず、動物の「死」と「産」も「穢れ」の対象とされた（井出・牛山 2016、81-83）。

「死」および「産」とともに「穢れ」の対象とされたのが「血に対する穢れ」である。元々古代日本においては「血」は「強い力」を持つものとの認識があり、先述の『播磨国風土記』の中で、動物を殺してその「血」で稲の種を洗うと大変に早く稲の芽が出たとの話はそのことを象徴している（中村 2011、44；辻本 1999、152）。このため、平安貴族社会において出血は穢れと見なされておらず、本質的に「血」そのものが穢れとされる事例は乏しく、月事や疾病・傷害との結合で「不浄」を帯びるとの指摘がある程度である。しかしながら、9世紀中頃から10世紀中頃の時期に、月事と比較して、「血」そのものを「穢れ」とする事例が多く、それは「血」が「死」を強烈に印象付けたためとされている（井出・牛山 2016、84）。

701年に文武（もんむ）天皇により発せられた大宝律令においても、「穢悪（えお）」の文言が盛り込まれている（大本 2013、34-35および56-57）。また、7世紀に編纂（へんさん）が開始され712年に完成された『古事記』では、死の穢れについて触れられており、「生剥（いきはぎ）、逆剥（さかくれ）、……馬婚（うまたわけ）、牛婚（うしたわけ）、鶏婚（とりたわけ）の罪の類を種々求ぎて、国の大祓（おおはらい）して……」と、牛馬の皮を剥ぐことを罪としている（辻本 1999、30-32および199）。また、穢と仏教について、天平年間（729～766）『陀羅尼集經（だらにじっきょう）』巻第九の「烏樞沙摩解穢法印（うちゅしゅまかいはいほういん）第十七」に、「死尸（しかばね）、婦人の産、六畜の産（「血」）をみるのが『穢』である」とあり（宮崎 1987、19）、「産」並びに「動物の血」に対する穢れの観念が確認できる。

最澄や空海は、火をもって不浄を転じて清浄となす烏樞沙摩經（うちゅしゅまきょう）を扱っていた。空海が834年に新天皇（仁明（にんみょう）天皇）の御衣（ぎょい）に御修法（みしほ：加持祈祷）を行ったことが記された『続日本紀』（836年）では、一文字名詞の「穢」が初めて用いられ、このことは「穢」が固定概念となったことを示している（大本 2013、113-121）。

平安時代に入ると、820年に『弘仁式』、868年に『貞観式（じょうかんしき）』が律令として編纂され、それらをさらに改訂した『延喜式』が927年に編纂された。『弘仁式』の逸文の中に、「穢れに触れると触れた人も穢れる」（川元 2009、80）とされる「触穢（しょくえ）」に関する規定が盛られている。それによると、「触穢悪事忌忌者、人死三十日、産七

日、六畜死五日、産三日、其喫食及弔喪、問疾三日」とある。ここで示されているのは、人の死と産、六畜の死と産、その肉を食すること、喪を弔うこと、病人の見舞いに行くことが「触穢」として定められている。そして各々に忌むべき日数が定められており、『弘仁式』の段階で前述の穢れに対する忌避意識が出現している（大本 2013、75-76）。

また神祇信仰に基づく公的儀礼の概要を定めた『神祇令』（868年頃）の散斎条（さんさいじょう）の細則規定では、「不得弔喪、問病、食食、亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音楽、不預穢惡之事。致斎、唯為祀事得行、自余悉断、其致斎前後、兼為散斎」とあり、食肉（食食）の禁止が加えられた（井出・牛山 2016、81）。さらに『延喜式』では、「死、産、血」が「穢れ」としてさらに強く意識されるようになり、「穢」に関する諸規定が国家レベルで穢に触れることを忌み、「穢忌条（えげじょう）、弔喪条（ちょうそうじょう）、触穢条（しよくえじょう）、司穢条（しえじょう）、失火条」が法制化された。ここで着目すべき点は、『延喜式』では、あくまで「穢」が神祇祭祀の枠内に置かれながらも、法制化することで、制度的にも明確に神祇祭祀を司る朝廷や神社の外に位置付けられる世俗社会に移されていることである（尾留川 2009、57-59；大本 2013、76）。このことから、「食肉忌避」を含む「穢」の意識が平安時代に、貴族や神職以外の一般庶民にまで広まったことが示唆される。さらに天皇制国家統治としての仏教に加えて、貴族階級や一般庶民の間に獣肉食を罪惡視する思想が広がり、日本独自の畜思想観に変化していく（佐々木 2004、37）。平安時代末期には陰陽道が入り込んでいたため、凶作続きの原因は殺生横行だと考えられ、殺生食肉を否定する思想は以前よりも強くなった。

平安時代末期から鎌倉時代にかけて、貴族社会から武家社会へと移行行く中で、尚武（しょうぶ）の文化の影響で狩猟による野生獣肉食が盛んになった。例えば、京都の六角西洞院（にしのとういん）に鹿の肉が集積され、それを宍市（にくいち）と呼んで大勢集まって食べたが、これを公家の日記などから抜粋した歴史書『百鍊抄（ひゃくれんしょう）』は、「洛中の不浄……(略)……」と嘆いたことが記録されている。室町時代末期には、南蛮貿易が始まり、南蛮食肉文化の導入によって、薩摩、豊後、肥前はもとより、京都でも牛肉料理が公然と現れた（宮崎 1987、19）。しかしながら、他方で室町時代以降には、女性が女性特有の出血のために、死後、血盆池（「血」の池）地獄に堕ちることを説く『血盆経（けつぽんきょう）』が日本に伝わり（松岡 1989、85-100）、「血」の穢れに対する社会の不浄観の意識が強まった。

江戸時代に入っても、慶長十七年（1612年）に出された農民取締法令の五箇条のひとつに「牛を殺す事御制禁（ごきんせい）也、自然殺すものにハ、一切不可売事」とあり、幕府の牛の殺生禁止令はこの時点で出されていたことがわかる。また、地方では藤堂家が伊

賀国を領した当初の慶長十三年（1608年）、伊賀名張城跡を預けた梅原勝右衛門に宛てた城附法度二十一箇条中に「鹿猪牛犬、一切喰申間敷事」とあり、幕府の発布以前に鹿、猪、牛、犬の食肉を禁じていたことがわかる。このことを逆に解釈すれば、その時期に各地で動物の殺生と食肉が広く行われていたことを物語る（根崎 2005、3-4）。また、江戸時代には、徳川秀忠の時代から「武家諸法度」が発布され、諸大名の国政などが規定された。この武家諸法度も、江戸時代に入り戦乱のない太平の世を迎えるに際し、五代将軍徳川綱吉の時代に、家康政権の「弓馬之道（きゅうばのみち）」よりも「忠孝」と「礼儀」を大名や武士に要求するという大きな方針転換が行われた。その結果、綱吉の時代には、「死、産、血の穢れ」への恐れや生類殺生禁止の考えから、「服忌令（ぶっきりょう）」（1684年）と「生類憐みの令」（1685年）が発布され、20年余りにわたり食肉忌避の観念が社会に深く浸透した（辻本 1999、46-47）。服忌令は、近親者の死没に当たって喪に服する期間を定めたもので、「忌」は「死の穢れ」を忌み、家から出ない期間を、「服」は外に出て事を執ってもなお忌み慎む期間をさすという。「服忌令」の採用は、朝廷や神祇関係での制度を武家社会に持ち込み、さらに民衆にまで「死の穢れ」意識を浸透させることとなった。なお、服忌令の元となる規定は、それ以前から地方においても存在し、例えば十五世紀初めの京都祇園社（現八坂神社）の「服忌令」では次のように、①猪鹿食いたる人、50日、②肉かもしし（カモシカ）食いたる人、5日、③四足の食いたる人、7日、④鳥食いたる人、3日と、⑤六畜の死穢、5日、⑥六畜の産穢、3日、と動物ごとに忌み慎む期間が定められていた（辻本 1999、46-47）。

5. 薬猟による和漢本草学の独自の発展

中国歴代の本草学において、漢の時代には『神農本草経』、『傷寒雑病論』、『金匱要略（きんきようりゃく）』、晋王朝では『肘后方（ちゅうごほう）』、梁王朝では『名医別録』、『神農本草経集注』、『補缺肘后方（ほけつちゅうごほう）』などが本草学を進展させた。また、唐の時代には『食療本草』、『千金食治』、『千金方』、『唐本草』（新修本草の別名）、『本草拾遺』、『食医心鏡』、『日華子諸家本草』（出所不明）、北宋では『太平惠民和劑局方（たいへいけいみんわざいきょくほう）』、『嘉祐本草（かゆうほんぞう）』、『本草図経（ほんぞうずきょう）』、元の時代では『湯液本草（とうえきほんぞう）』などの書物が編纂された。さらに、明の時代には『本草蒙筌（ほんぞうもうせん）』、『本草綱目』、『食物本草』、清の時代には『本草從新』、『医林纂要（いりんさんよう）』などが編纂され、それらをみると、唐の時代に既に動物組織や内臓などがホルモン製剤に使われていたことがわかる（叶苓・陳深 2004、6）。こうした動物性生薬における“動物本草”の発展に伴い、宋元時代から動

物の内臓を含む畜産副生物資源を最大限に活かした臨床治療が行われていたことがわかる(叶苓・陳深 2004, 7)。哺乳類動物本草の薬用部分は、具体的には内臓(肝、肺、脾(ひ)、腎、胃、胆、胰(い))、骨、脊髓、脳、齒、舌、蹄(てい)、足、尾、唾液、皮、脂肪、乳、胎盤、精巢、血液、毛、糞尿(ふんにょう)などまで120種類以上もの部位が多種多様に使用されていた(叶・陳 2004, 9-10)。

中国最古の医薬記事としては、不老長寿における神仙道の考えがみられる『山海經(せんがいきょう)』(前5世紀-3世紀と推定)を中心とする医薬思想が東洋医学の原点である(森田 1985, 425-427および572)。『山海經』の中で薬物となり得るものを草、木、鳥、獸、虫、魚、鉉に対する医薬思想に分類すると、以下で述べる『神農本草經』(後漢25~220年)の薬物分類の記述形式とまったく同じ手法であることが窺われる。『山海經』の薬効的な解説によると、例えば、柎陽(ちゅうよう)の山に「鹿蜀(ろくしょく)」という動物が神獸(しんじゅう)として「陽の促進」をもたらし、この皮毛(ひもう)を腰に吊り下げていると子孫が繁榮するようになるとされる(森田 1985, 437, 492-494, 544, 592)。

漢方思想は『山海經』から引き継がれ、さらに莊周朝代の宮廷薬膳の「養生思想」が加えられて生まれた『神農本草經』は、中国最古の薬物学書である。正統本草における基幹本とした『神農本草經』に続いて、3~4世紀の『名医別録』には730品種以上の漢方薬が記述された。そして、500年頃、梁の陶弘景が諸伝本(しょでんぼん)を校定し、由来の薬物や自注も加えて『神農本草經集注』を作成した。歴代の校定増補を経て、唐の蘇敬ら医官は『新修本草』を編纂し、本草学の定礎を築いた(黄 2003; 許 1983, 82-110)。これらの薬書における主な哺乳類動物生薬は、図1の通り約63種ある。

古代中国に発した医薬思想は朝鮮半島から日本に広がった。飛鳥時代からの医学は、漢方医学の継承と展開に従う一方、仏教伝来とともに仏教と融合して大いなる発展へ進んだ。そして、遣唐使などの僧侶によって隋唐医学が日本に深く浸透した。ところで、日本の「薬獵」の源流を考えると、古代中国の長江中流域で5月5日に行われた薬草を摘む民間行事と、高句麗王室が3月3日に楽浪(らくろう)の丘で行った鹿、猪を狩る行事があり、飛鳥時代の推古朝では、こうした源流が異なる2つの行事を併せ、壮麗な宮廷儀礼として執り行っていた(宇陀市ホームページ)。古代日本最初の薬獵の記録をみると、『日本書紀』卷第二十二推古天皇紀により、「十九年夏五月五日、薬獵於菟田野。……(中略)……是日諸臣、服色皆隨冠色各著髻花、……」といった記載がある。解説によると、「推古19年(611年)夏五月五日、菟田野(うたの：奈良県宇陀市)への薬獵で、参加者がそれぞれの色の狩衣(かりぎぬ)に各位階の大小に対し冠をつけ、また、12冠位にはそれぞれ飾りを付けた、……」。このように薬獵の源流とも深く係わっていたのである(木村 2002, 55-85)。

鹿角	麝香	鹿肚草	羚羊角	牛角鯔	牛胰線	熊胆	猪胆	豹骨
鹿腎	鹿脚	鹿皮	羊毛脂	牛肚	犀角	熊掌	猪腸	虎脛骨
鹿角膠	鹿茸	麋脂	羊羣丸	水牛角	犀皮	熊胆	猪脂	象皮
鹿胎	鹿骨	免糞	羊腦	牛黃	猿鞭	鼯鼠	猪羣丸	象牙
鹿尾	鹿血	蝙蝠糞	龍骨・龍齒	牛胆	馬莖	海狗腎	猪胰線	水獺肝
鹿角霜	鹿筋	童尿	穿山甲	牛羣丸	馬寶	猪脚	猪肚	靈猫香
鹿肚石	鹿腦	紫河車	刺猓皮	黃明膠	驢-阿膠	新阿膠	猪腦	狗腎

図1 本草医学における主な哺乳類動物生薬の分類

資料：『中薬学』、『薬学論集』より筆者が編集作成した。

注：1) ここで挙げた63種の生薬のうち、「鹿」、「人」、「羊」、「牛」、「犀」、「馬」、「熊」、「豚」、「象」など複数の種にまたがる動物は、罝線でまとめている。

2) 濃い網掛けで白抜き生薬は、後述する東大寺正倉院に納められた「盧舎那仏に奉げる種々薬帳」（756年）に記載された60種に含まれているもの、薄い網掛けがされた生薬は『養老律令』（757年）の「鹿牧令」に記述が示されているもので、いずれもこの時代に日本でも動物生薬として用いられていたものである。

また、唐制に倣って、文武天皇の時代の『大宝律令』（701年）の中に日本で最古の医事制度に当る「医疾令（いしりょう）」が定められ、宮内省に属する典薬寮（てんやくりょう）を中心とする国家医療体制が構築された。奈良時代に全盛を極めた仏教医学は、仏教精神に基づき、貧民や病人を救うために、寺院を中心として多くの救療施薬院の設置を促した（石原 1959、16-17および21-23）。

飛鳥時代末から奈良時代中期頃に、既述の通り『大宝律令』が実施された時代に藤原京跡出土の薬物木簡の中に、“龍骨”の文字がみられる。また、東大寺正倉院に納められた「盧舎那仏（るしゃなぶつ）に奉げる種々薬帳」（756年）には、60種の貴重な舶来薬が記載されている。その中の動物生薬の具体的な例を挙げると、犀角器（さいかくき）・犀角（インド産クロサイ）、新羅羊脂（しらぎようし）、麝香（じゃこう：鹿の雄の香のう分泌物）、猓皮（いひ・ハリネズミ）がみられる（内藤記念くすり博物館ホームページ）。大宝律令に続く、『養老律令』（757年）のうちの「鹿牧令（くもくりょう）」における馬牛匹生産体制に関して、「凡そ官の馬牛死なば、各々皮、脳、角、胆を取れ。若し牛黄（ごおう）を得ば、別に進（すすま）れ」との記述がみられ、奈良時代の医制確立とともに、図1で網掛けがされている動物の内臓などは薬物として用いられていたことが証明されている（寺木 2014、127-128）。

平安時代の延喜年間（901~923年）に入り、薬物学における唐の『新修本草』を範に取り、深根輔仁が日本現存最古の薬物書『本草和名（ほんぞうわみょう）』を編纂し、薬物として動植物・鉱物を収録した。本草学は、後世の薬物学発展に計り知れない影響を与えた（小曾戸 2014、110および226）。ところで、仏教の消長に伴って発展し、鎌倉武家政治

(1185年～)の下での医療と医学の変遷は、典薬寮も医官を世襲した丹波康頼(『医心方』著作)などの各氏による請負体制となって医官の凋落が顕著なものとなっていくが、と畜活動が閉鎖的な新仏教思想に伴い、民間医の抬頭や僧医の独壇となった。しかし、南北朝から戦国初期にかけて兵乱が続いたために、正統医学の研究はほとんど進展せず、医学全般の傾向は傷の手当てを行う金創医などの実地救療形式ばかりであった。

室町時代初期、足利義満の大陸との交流を通じて中国明医学がもたらされ、医術の研究が再び盛んとなった。戦国織豊期においては明医学の導入が再び盛んとなり(石原 1959、16-17、42、53、71および76; 新村 2006、52および74)、それに日本の独自の食肉忌避論に呼応して、『関甫食物本草(えっぽしょくもつほんぞう)』、『本朝食鑑』、『大和本草』、『和漢三才』などの植物を主体とした日本的な和漢本草学が進められてきた(原田 2009、149-151)。隋唐医学を通じて平安時代に伝えられてきた『新修本草』に続いて以来、1596年に李時珍が著わした『本草綱目』は本草学の集大成であり、日本渡来より江戸時代を通して、日本の本草学の新しい領域への発展に大きな影響を与えた(石原 1959、16-17、71および76; 新村 2006、52および74)。

しかしながら、江戸中期以降、疫病の流行や大飢饉の発生が幕府の財政を圧迫し、莫大な費用が掛かる薬材、皮製品、物産などの輸入が大幅に減少した。そして、徳川吉宗政権下では「薬種国産化政策」が推し進められたため、和産薬材の開発は、もっぱら植物性生薬の研究成果を中心として行われてきた(高橋 2014、24-34、91-92)。ところで、最大の物資集散地である大坂を中心に雪踏(雪用履物)経済圏、食肉経済圏が形成されると同時に、輸入唐薬に代用しようとする和薬種が生産市場に出回るようになった。古代より明治維新に至るまで日本薬業は唐薬種と和薬種より構成され、しかもその大部分が漢方の下に使用された。従って、薬種の形態は草根木皮を主とし、鉱物・動物を一部含む生薬である(吉田 1962、20)。そのほか、明暦1655年から明治7年の間に『大阪薬種業誌』、『富山薬業史』や『近江の被差別民衆史』と和薬改会所からの処方控帳や取引の記録を検証した結果、「輸入唐薬」の国内流通に、熊の胆(くまのい)、牛熊虎の胆、牛黄、麝香(じゃこう)、阿膠(あきょう)、羚羊角(れいようかく)、犀角、虎骨、猬皮、龍腦がしばしば用いられていたものの、「国産和薬」では、狐肝(こかん)、牛胆、牛黄、野猪油(やちょゆ)、熊肝(ゆうたん)など生薬の種類がごく限られていたことにより(大阪薬種業誌刊行會 1936、166; 富山県 1983; 滋賀県同和問題研究所 2005、148; 渡辺 2006、197および289)、と畜活動が益々消極的になり、日本のと畜産業は、独自の歴史を歩むこととなった。

6. 食肉と皮革の取り扱いとの関係

鎌倉武家政権を開いた源頼朝は、軍需皮革を確保することから鎌倉に住む皮作（かわづくり）に、関東各地に散在する皮作を支配する権能を与えた。頼朝の死後、室町時代へと移り日本全土は群雄割拠となった（石井 1979、242-243）。戦国混乱時期を経て、各地の有力な武将領主が、武具製造の必要性から、それぞれの支配領内府中に「かわた」を定住させ、領国内で皮革生産に専業させた（川元 2009、46-47）。畿内においては、かわた宿村が各有力寺社の管理下に置かれた（三浦 1990、284）。豊臣政権時代では武家社会での主従階級関係について、特に耕地の生産高を把握するため、各守護大名の領国内で実施されて作成した検地帳（土地保有状況）の中にあった名請人の隷属人として掌握される「かわた」百姓達が、皮革上納を義務付けられる代わりに、屋敷地を与えられ、領内の斃獣（へいじゅう）や皮革支配の権利を付与されていた記載も数多く見出されている（安達 1980、5および63；安良城1986、5；中尾1995、16）。江戸時代初期、東北日本の皮田集落（皮剥：かわはぎ）で処理された牛馬皮は、近畿地方の製革業集落に送られ、太鼓馬具などが作られ、残る骨は肥料として利用された。皮田集落の諸類型については、皮革角爪（ひかくかくづめ）の軍需武器利用などがみられる（部落問題研究所編 1978、161-162）²⁾。なお、各地には以下の通り、皮革の加工が行われていたことが示される記述が残されている。

- 1) 柳田国男の「地方の小領土が武器兵器の製作原料として皮革角爪の類を領内に提供する」とあるように戦国大名（後北条、今川、武田、前田など）と関わりのあることが示唆される（部落問題研究所編 1978、161-162）。
- 2) 『加賀藩史料』慶長十四（1609年）の条には「皮多之事」など、播磨から移住してきた皮屋が、加賀と能登の死牛馬を取り扱う権利を与えられていた（以上、部落問題研究所編1978、161-162）。
- 3) 紀州『那賀郡狩宿村』の起源から「皮田部落」の原型があったことが推測される（『光明寺由来記』所載）（部落問題研究所編 1978、154）。
- 4) 「摂津国図絵」の中で示されている「下難波ノ内皮多」に「かわた屋敷」との記載がある（寺木 2014、p.88）。
- 5) 和泉国における「麻生嶋村」や「南王子村」に斃牛馬を処理する旦那場（だんなば）があったことが判る（三浦 1990、285；村崎編 1976、46）。

一方、製革業集落（皮多）では、鎌倉幕府末期から「皮なめし技術」の発展に伴い、製革業が生業として確立され、室町・足利義満時代において盛んとなった（部落問題研究所

編 1978、162-164)。幕府の統制権力下では、無名の長吏頭であった「弾左衛門」は、皮革納入の責任者として皮作から皮革を集め、加工も配下の者にさせていた。「弾左衛門由緒書」証文によって、町奉行直属の家来として「穢多頭弾左衛門」は、江戸幕府から浅草（新町）という特別な地域を江戸町割の際に割り当てられた。また、関東の賤民への支配権を持つ基盤で、安価な労働力を一方的に集めることができ、皮革、灯心、箆（おさ）、薬など各種の専売産業を独占することによって、弾左衛門は多大な利益（3千石相当）を収めた（部落解放同盟東京都連合会ホームページおよび荒井1979、97）。弾左衛門支配下の長吏小頭たちにより、製薬・売薬を業とする部落には薬屋が多い。例えば、武蔵国横見郡和名村（埼玉県比企郡）を統括していた鈴木家（甚右衛門）は、薬の製造・販売の仕事も行っていた。鈴木家の扱う各種動植物薬について、「ならい薬」は、馬の内臓より製した薬種である（東日本部落研究所編 1994、97および107）。また、相模国中郡大磯町の八郎右衛門は薬屋として有名であった。『新編相模風土記稿』に載っている“截雲丹（せつうに）”、“通閉散（つうへいさん）”では動物の内臓より製した通経剤・精力剤などで、江戸城大奥や諸大名の奥からよく注文を受けていた（菊池 1966、274-275）。以上から斃牛馬皮作り（へいぎゅうばかわづくり）の職人集団を中心にして、皮革や薬種、兵糧までに使われる動物の皮や肉類・内臓などの流通ルートが確立されていたのである。文政八年（1825）の助左衛門の「勘定之控」によると、斃牛馬は皮ばかりでなく、場主の自由処分に任せた尾、爪、内臓などで利益を得ていた（小丸編1979、273-274）。

関西では、「かわた」に軍需的な目的が薄れる中で、日常的な食物に対する養生薬膳的な関心が高まる一方、「かわた」村の皮革関連業が発展し、特に履物の皮革業は需要の高まりとともに、雪踏（せった：雪用履物）経済圏などが形成され、相当規模の生産が行われていた（部落問題研究所編 1978、248-249）。さらに食肉村の形成が享和年間（1801～1804年）に中河内で起こった。「河内国丹北郡更池村で、日々堺の町や南王子村へ牛肉販売に出向く様子が、近世後期の食肉業として描かれており（のび 2009、101；のび 2007、35-57；のび 1998）、斃牛馬に関する河内国北条村『嘉永四年牛馬名前割方記録帳』の文書により、足、皮、筋のほか、センマイ（胃）、オビ（腸）など内臓も食用にされていたことの証拠として示されている（佐々木 2004、292-293）。

江戸末期から食肉、皮革、薬種などの畜産物流通は、個別領主的な形態へ独自に展開されていった（部落問題研究所編 1978、253-255）。例えば、彦根藩井伊家が、江戸譜代大名の筆頭として牛のと殺と牛肉生産を唯一公認されていた。近江国の黒和牛とは、朝鮮半島からの渡来人と深い関係を持ち、昔の朝鮮系の黄牛であった。将軍家や有力大名へ御養生肉として牛肉味噌漬を献上し、公家貴族や武士の間でも「薬喰い」（反本丸；へんぽんが

ん)や薬種(牛鞆丸・牛胆の牛黄)として牛の肉や内臓などが食べられていた。また、生産した皮革は陣太鼓用に幕府に献上し、他藩にも販売されたことが記録されている(福原1956、32-36)。

7. 禁止令の中で限定的に行われた食肉

奈良時代に入り、「肉食禁止令の詔」が出た後も、猪を飼育する部である猪飼部(いかいべ)やと畜などが存在していた(加茂1976、107)。また、獣肉食を罪惡視する思想が貴族階級から一般庶民の間に広がってからも、穢れ意識を忌避するため、薬草採取や猪鹿(ちよろく)狩を意味した「薬猟」の語が(宇陀市ホームページ)、野獣の捕獲の意味にも拡大され、獣肉の食用を「薬食」と別名で呼ぶようにして、民間では依然として肉の隠れ食いも行われていた。例えば、『今昔物語集』の中にも、僧侶が病気になった時、「薬餌(やくじ)」として牛馬の肉を食べていた事実がわかる(中村2011、41および49)。先述の通り、弾左衛門の時代においては、動物の皮や肉類・内臓などの流通ルートが確立された。ただ、当時の内臓食記録をみると、動物の種類により食肉忌避の度合いが異なることが下記のことから読み取れる。

- 1) 牛馬の食肉が、兵糧や薬種として武家の間に広がり、しばしば食べられてきた。例えば、加賀国の馬食や上杉藩と仙台藩主に伝わる牛肉料理が記されている。内臓食に関する具体的な史料はほとんど知らされていなかったが、異域であった蝦夷や琉球の食肉文化については「近年、牛の筋、にの皮(ミノ)、ほそはた、こし、爪といった、それぞれのアキレス腱、ミノ(センマイ=胃)、腸、脾臓など」内臓部分を解体する人々の間で割り振る権利が確立されており、食用としていたことがわかる(原田2009、43および48)。
- 2) 猪鹿の獣肉食は、狩猟との関係から山村農民や武士・藩士層にまで及んで、肉や内臓が食べられていたと思われる。
- 3) 豚羊の食肉は、特に早くから蝦夷や琉球で伝統食文化として一般的に受け継がれていた。琉球国も密貿易をしていたことから、薩摩は昔から豚を食べる習俗があったと言われ、幕末の薩摩藩や志士達の多くは、食肉については積極的であった。他の地域では、当初唯一の外国との接点であったのが中国人と朝鮮人居留地の長崎がある(以上、原田2009、40および42)。例えば、江戸幕府御台所で異国の使者に対する饗応(きょうおう)料理についても、長崎から大坂経由で「なま豚」を取り寄せたとされている(高正2010、116)。

文化文政年間（1804～1829年）より、スペインやポルトガル系の南蛮流に起源のある獣肉食の実態について、農民が鉄砲で捕獲した農害獣を江戸へ運び、熊、狼、狸、いたち、来鼠（きねずみ）、猿、犬、兔、獺（かわうそ）、猫などを料理する“ももんじ屋”や獣肉・豚鍋（ぶたなべ）の店（『守貞謄稿（もりさだまんこう）』所載）が多く存在していた。獣の内臓も食用に供されていたものと思われる（石川編 2009、119；武光 2001、195）。食肉忌避の観念が比較的弱かったが、まだ公然と殺してその肉を食することができず、そのため、忌みを避け「薬喰い」とし、猪を山鯨（やまくじら）と称し、鹿肉を紅葉と称していた。中世を通じて次第に浸透した近世日本社会の食肉観は、大名の規模を領地のコメの収量により表現するという特異な石高制社会システムに対して、大名支配下の斃牛馬を穢れ意識を持つ差別に直結するような形で食肉は否定されていた。しかしながら、表向きの禁忌とは裏腹に、現実には、かなり広く肉を食していたものと考えられる（原田 2009、165）。それは、享保（1732年）、天明（1782年）、天保（1833年）の大飢饉の時期には、飢饉対応策として獣肉食の風潮を展開させたという背景も考慮しておくべきではないか。ただ、いずれにしても獣肉を食する文化は、穢れ意識の中で、「薬餌（やくじ）」や「薬喰い」など直接的な呼称を避けたうえで限定的に行われていたことは留意すべきであろう。

8. 琉球における食肉文化

沖縄では、1429年の琉球王国設立以前における、群雄割拠の戦国時代の中山王国が明国による手厚い保護を受け、中国（1374年）、朝鮮（1389年）、東南アジア（1420年）を結ぶ中継貿易による大航海時代を確立していた。この大航海時代は、琉球王国設立後も続き、ポルトガルやオランダが日本との関係を確立した16世紀まで、同国の繁栄をもたらした（野村 2012）。また、明国との交流以前においては、咸淳（かんじゅん）年間（1265-74年）に、禅鑑という日本僧侶が渡来し、極楽寺を建立したことで、仏教を布教させており、13世紀には日本との交流があったことがわかる。こうしたことから、沖縄の食文化は、諸外国との交流の中で、琉球王朝時代に中国の冊封使（さくほうし、1404年以降）や薩摩の在番奉行（1631年以降）などを饗応するための独特な料理が生まれ、調理技術や作法などを洗練させて宮廷料理として確立された。なお、日本から禅鑑が沖縄に渡来した折りも、食肉禁止の影響はもたらされていない（首里城公園管理センターホームページおよび沖縄県庁ホームページ）。

その後、1609年に薩摩藩の侵攻を受け、日本の幕藩体制に組み込まれたが、中国への朝貢も継続された。この薩摩藩の支配により、1697年に牛馬と殺が禁止されたが、一方で中国との冊封関係を否定しきれず冊封使の頻繁来琉のためにもてなすことが求められたこと

から、豚や山羊の肉料理が発達した。このように、日本本土のように食肉禁忌の影響がほとんどなく、食肉文化が発達しており、特に明治以降に豚肉食習が根強くなった。参考までに、1883年（明治16年）時点で、県内の家畜数は豚56,609頭、ヤギ36,507頭、牛20,153頭、馬14,581頭で、豚と山羊という二大家畜で、豚のと畜数全国1位となった（金城須美子 2015；琉球大学ホームページ）。

次に沖縄における本草学の影響をみていきたい。沖縄には、中国伝来の「薬食同源」と中国から朝鮮を通じて伝わった「医食同源」という考え方や慣習がある。沖縄の養生食が中国と日本の影響を受けながらも、沖縄独自の養生食として日常一般化したのは、食に対する宗教的禁制がほとんどなく、食するものに偏見や差別の意識を持たなかったからと思われる。そもそも、沖縄の養生食の起源は、古代中国における食療本草系に遡る。唯一現存する琉球の本草書である『御膳本草（ぎょぜんほんぞう）』は、渡嘉敷親雲上通寛（とかしき ぺーちん つうかん）が、1832年（天保3年）に編纂し、王府へ献呈したものである。

『御膳本草』を紐解くと、沖縄の養生食が中国の食療養生思想の影響を大きく受けていることがよくわかる。渡嘉敷親雲上通寛は、1817年（嘉慶22年）23歳のときに中国北京へ留学、北京大医院で中国の食医学の権威である張垣に学び、その後、琉球王府の侍医頭となった。1824年（道光4年）には再び北京へ留学し、北京大学医院長の張水清に師事、再び沖縄に戻り王家の方々の治療にあたった。特に、当時病弱であった王第17代尚輶掄（しょうこうおう）の治療にあたったと言われている。

また、『御膳本草』が書かれた時代である1832年は、天保の大飢饉であったため、本来、王府でしか生かされない御膳本草の知識が、当時の医師達を介して庶民の間に広まったものと考えられている。中国漢方の影響を色濃く残しているものとして「以類補類」がある。所謂、類を以って、類を補うといい、動物（豚）の組織や器官で、それに類した人体の組織、器官を補うことができるという考え方である（尚 2008；沖縄県畜産振興公社ホームページ）。つまり、沖縄の豚食肉文化には、単に豚肉を食すというのではなく、捨てるどころがなく耳、面皮（めんぴ）、肋骨（ろっこつ）、内臓（胃腸、肺臓、肝臓、すい臓、腎臓など）と足、血液まで巧みに利用するところにある（原田 2009、278）。同書には、山羊についても、肉のほか肝臓・肺臓・腎臓・胃・血液に分けて詳述されており、犬と牛に関しても簡単に記述されている。野獣類については猪と鹿がみられる（原田 2009、283）。

9. 総括

以上の文献調査に基づき、日本における食肉文化の歴史を「1. はじめに」の中で、箇

条書きで示した6つの問いの答を示していくこととしたい。

- (1) 飛鳥時代の食肉禁止令以前においても、動物を殺してその「血」で稲の種を洗うと早く稲の芽が出たという「屠る」＝「穂振る」の語源から「五穀豊穰」と呼ばれるようになったと言われているように、と畜思想が宮中や一般庶民の生活においても根付いており、食肉が行われる一方、また「血」は穢れの対象ではなかった。
- (2) 仏教の殺生禁止と、古代神道思想とが互いに結びつくことで「穢れ」の観念が形成され、その対象は人および動物の「産・死・血」に向けられた。「食肉禁止」と「穢れ」に関する規定が法制化される一方、次第に庶民の間にも浸透するようになり、その状況は江戸時代末期まで続いた。このうち「血」に対する穢れの意識が、動物の血液を食さずに廃棄する習慣をもたらししたものと思われる。
- (3) 中国における本草学は、植物のみならず動物の内臓を含む畜産副生物資源を最大限活かしたものとして発展したが、日本においては、食肉が禁止されていたことから、和本草は植物本草となった。このことが、副生物の部位が薬膳として用いられることを抑制した要因の一つとなったものと考えられる。
- (4) 武家社会において、皮革は、武具として皮革を加工する必要性から、斃牛馬処理を独占的に処理する組織が設けられた。こうした組織の長吏頭などには、副生物として生成される動物由来の生薬や肉類の製造・販売の権限が与えられ、これにより一部の武家や貴族にも肉類や内臓などが流される流通ルートが確立された。
- (5) 食肉が公に禁止される中でも、隠れたり、「薬食」として穢れを覆い隠すような理屈を付けることで食肉は行われた。このほか、飢饉のときに止むなく肉を食する、さらには武具などに用いられる皮をつくる必要性から、副生物として流された肉類・内臓は食されていたが、限定的であった。
- (6) 琉球並びに琉球以前の中山国は、中国、朝鮮、東南アジアを結ぶ中継貿易拠点として発展し、各地の多様な食文化が受け入れられたことで、沖縄では豚・山羊肉をはじめ動物の内臓や血液をも食する、古来の日本本土とは異なる食文化が形成された。

ここで、(1)～(6)の答をまとめながら、「日本では、なぜ動物の内臓や血液を活用せずに廃棄するようになったのか」との根源的な問いに対する答を考えてみたい。ただその前に、本稿では多くの紙幅を費やさず、(1)～(6)の問いにも含んでいなかったものの、非常に重要な点を第1に押さえておきたい。それは、日本では奈良時代の食肉禁止令(675)以来、江戸時代末期まで、1200年にわたって食肉を忌避する文化が継続的に維持さ

れてきたとの点である。しかしながら、(1)の問いの答に示すように、飛鳥時代以前においては、狩猟は人々の生活や宮中においても根付いていた。また、さらに(5)の問いの答から明らかなように、日本で動物の内臓を食す慣習はまったくなかったわけではなく、食肉忌避の文化が根強かった平安時代から江戸時代末期までの時代においても、「薬猟」の名目で限定的ながら行われていた。第2に、血液を食さなくなった理由について考える。その理由は、(2)の答が示す通り、血液が「穢れ」の観念の対象となり、それが「弘仁式」や「延喜式」において法制化される中で、貴族や神職から一般庶民の間に浸透していったためであろう。ただ、(1)の答に示した通り、食肉禁止令以前は、「血」は穢れの対象ではなかった点は押さえておくべき点である。第3に動物の内臓を廃棄するようになった理由であるが、(3)の答から、中国の本草学は動物の内臓を含む畜産副生物を最大限活かしたものであったのに対し、食肉禁止令の影響で和本草は植物本草となったことが、台湾や中国のように動物の内臓が薬膳として用いられることを抑制した要因となったものと考えられる。しかし、(5)の答が示すように、食肉禁止令の下でも肉類に加え、内臓などが流されていたとの史料をみる限り、食肉禁止令の下で、内臓を廃棄するようになったわけではないようである。なぜ動物の内臓を活用せずに廃棄するようになったかとの明確な答を江戸時代までの食肉文化史の中に見出すことはできなかったが、逆にその答は明治時代以降の食肉文化史の中に存在する可能性が高いことを示唆している。

改めて本稿は、筆頭著者が台湾と日本の食肉文化を比較し、かつアンケート調査を行った結果、日本では畜産副生物が活用されず、廃棄されている要因を食肉文化史の視点から明らかにしたものである。ただ、活用した書籍並びに既存研究は既に書かれた二次資料であり、その中に新たな発見が含まれているわけではない。しかしながら、膨大な二次資料を収集しまとめた結果、個々の文献・資料では描き出すことができなかった江戸時代までの日本の食肉文化史を独自の視点で描き出したことは、本研究の大きな成果であると確信している。また、第5章の中国語文献に基づく部分の多くは、日本国内でも紹介されていない文献や研究成果に基づく新たな知見を提供するもので、この点も本稿の成果として挙げておくこととしたい。

最後に今後の課題を述べる。冒頭でも述べたように、本稿で示した研究成果は、日本の食肉文化史のうち、江戸時代末期までの分である。筆者は、日本の食肉文化史のうち、明治時代以降現代までの分についても検討をしている。明治以降の歴史とともに本稿で扱った分、さらには後述するアンケート調査を総括した解釈については、本誌を含め、別の場で発表したいと考えており、そのことを第一の課題として挙げることにしたい。なお、動物の内臓は少なくとも戦前までは廃棄されずに活用されていたであろうことは筆者の研究

で明らかにされているが、戦後いつどのような経緯で廃棄されるようになったのかは明らかにしておらず、この点は今後の課題として位置付けたい。第二に、同じく冒頭で示したように、筆者は2015～2016年と2020～2021年に日本国内の食肉処理事務組合、食肉センター、畜産食肉公社、市や県、公営のと畜場併設食肉市場などを対象に、畜産副生物資源の廃棄率および地方別利用実態に関するアンケート調査を実施している。第二の課題としては、アンケート調査をもとに、各地方の食肉処理場により副生物部位ごとに異なる廃棄率などを統計的に処理し、その分析結果を述べることである³⁾。

謝辞

今回のと畜場や野生鳥獣処理場への聞取調査などにつき、現場担当者の方々並びに関係者の御支援を頂いた。また、今回査読に携わって頂いたレフェリーの先生方には、建設的なコメントを頂き、完稿まで導いて頂いた。これらの方々に心から感謝申し上げたい。

註

- 1) 以下では、動物の「死」、もしくは「血」に対する「穢れ」の観念が、日本の食肉文化、並びに本草学にながらぬ影響を及ぼしてきたことから、「穢れ」の観念が制度上ないしは貴族や武家社会、庶民の生活にどのように浸透してきたのかを既存の文献並びに研究をもとに示していく。なお、既存の文献並びに研究の中には、「穢れ」と「部落問題」並びに「被差別」の問題と関連付けたものが少なくない。しかしながら、「部落問題」と「被差別」の問題は、本稿の目的とは関わりがないことから、必要以上の言及は控えることとした。
- 2) 本節では多くの地名が示されているが、それらのほとんどは国会図書館に所蔵されている文献に基づく。ただし、部落問題研究所編（1978）は、国会図書館には所蔵されていない。しかし、栃木県立図書館と大分県立図書館には所蔵されている。
- 3) 呂・小泉・石田（2024）として2024年2月掲載予定。

引用文献

〈日本語文献〉

- 安達五男（1980）『被差別部落の史的研究』明石書店。
 安良城盛昭（1986）『幕藩体制社会の成立と構造』有斐閣。
 荒井貢次郎（1979）『近世被差別社会の研究』明石書店。
 石井良助（1979）『近世関東の被差別部落』明石書店。
 石川尚子編（2009）『日本食物史』吉川弘。
 石原明（1959）『日本の医学－その流れと発展』至文堂。
 井出真綾・牛山佳幸（2016）「古代日本における穢れ観念の形成」『信州大学教育学部研究論集』第9号。
 尹鍾甲（2008）「新羅仏教の死生観と生命倫理-殺生救済論と肉食殺生論を中心に」『死生学研究』第9巻、192-204。
 宇陀市ホームページ<https://www.city.uda.nara>。
 内澤旬子（2011）『世界屠畜紀行』角川書店。

- 大阪薬種業誌刊行會 (1936)『大阪薬種業誌』大阪薬種卸仲買商組合事務所。
- 大本敬久 (2013)『触穢の成立 日本古代における「穢」概念の変遷』創風社出版。
- 沖縄県畜産振興公社ホームページ <http://www.ma-san-meet.jp/book/>、2022.2.9ダウンロード。
- 沖縄県庁ホームページ <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/bunka/syokubunka.html>、2022.2.9ダウンロード。
- 尾留川方孝 (2009)「平安時代に夕ける穢れ観念の変容－神祇祭祀からの分離」『日本思想史学』Vol.41。
- 川元祥一 (2009)『部落差別の謎を解く：キヨメとケガレ』にんげん出版。
- ガントヤー M (2012)『近年モンゴルにおける仏教研究概要 (松川節訳)』大谷大学真宗総合研究所研究紀要 (31)。
- 金城須美子 (2015)『琉球・沖縄 食文化のあゆみ』。
- 加茂儀一 (1976)『日本畜産史 食肉・乳酪編』法政大学出版会。
- 菊池山哉 (1966)『別所と特殊部落の研究』東京史談会。
- 木村康平 (2002)「紫野の贈答歌」『帝京大学文学部紀要-日本アジア言語文化』(33)。
- 小曾戸洋 (2014)『新版 漢方の歴史：中国・日本の伝統医学』大修館書店。
- 小丸俊雄編 (1979)『近世関東の被差別部落』明石書店。
- 佐々木道雄 (2004)『焼肉の文化史』明石書店。
- 滋賀県同和問題研究所 (2005)『近江の被差別民衆史』滋賀県教育委員会。
- 首里城公園管理センターホームページ <https://oki-park.jp/sp/shurijo/about/186>、2022.2.9ダウンロード。
- 尚弘子 (2008)『暮らしの中の栄養学－沖縄型食生活と長寿』ボーダーインク出版社。
- 新村拓 (2006)『日本医療史』吉川弘文館。
- 高橋京子 (2014)「大和・大宇陀「森野旧薬園」の生薬資源：環境社会学的意義」『生薬供給と資源ナショナルリズム』第7号 大阪大学総合学術博物館資料基礎研究系。
- 高正晴子 (2010)『朝鮮通信使をおもてなした料理』明石書店。
- 武光誠 (2001)『食の変遷から日本の歴史を読む方法：戦乱が食を変え、食文化が時代を動かした』河出書房新社。
- 辻本正教 (1999)『ケガレ意識と部落差別を考える』解放出版社。
- 寺木伸明 (2014)『近世被差別民衆史の研究』阿吽社。
- 富山県 (1983)『富山県薬業史 資料集成 上』。
- 内藤記念くすり博物館ホームページ <http://www.eisai.co.jp/museum/herb/familiar/shujuyakucho.html>、2016.4.1ダウンロード。
- 中尾健次 (1995)『弾左衛門』解放出版社。
- 中澤克昭 (2008)『人と動物の日本史 2 (2) 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館。
- 中村生雄 (2011)『肉食妻帯考』青土社。
- 西本豊弘 (2008)『人と動物の日本史 1 (1) 動物の考古学』吉川弘文館。
- 根崎光男 (2005)「生類憐み政策の成立に関する一考察－近世日本の動物保護思想との関連で」『人間環境論集』Vol.5 No.1。
- のびしょうじ (1998)『食肉の部落史』明石書店。
- のびしょうじ (2007)『被差別民たちの大阪 近世前期編』解放出版社。
- のびしょうじ (2009)『皮革の歴史と民俗』解放出版社。
- 野村直美 (2012)「琉球が動かした世界史－15世紀の東・東南アジア交易－高等学校。世界史のしおり」帝国書院、10-12。
- 原田信男 (2009)『江戸の食生活』岩波現代文庫。
- 東日本部落研究所編 (1994)『東日本の近世部落の生業と役割』明石書店。
- 福原康雄 (1956)『日本食肉史』食肉文化社。
- 部落解放同盟東京都連合会ホームページ <http://www.asahi-net.or.jp/~mg5s-hsgw/tkburaku/history>

2016.4.23ダウンロード。

部落問題研究所編 (1978)『部落史の研究：前近代篇』部落問題研究所。

松岡秀明 (1989)「我が国における血盆経信仰についての一考察」『東京大学宗教学年報』(6)。

三浦圭一 (1990)『日本中世賤民史の研究』部落問題研究所。

宮崎昭 (1987)『食卓を変えた肉食』日本経済評論社。

村崎信夫編 (1976)『近世部落史の研究 下』西播地域皮多村文書研究会。

村田恭雄 (1986)「前近代の身分秩序における貴賤と浄穢」『桃山学院大学社会学論集』20 (2)、29-49。

森田傳一郎 (1985)『中国古代医学思想の研究』雄山閣出版。

山下晃 (2005)『毛皮と皮革の文明史』ミネルヴァ書房。

吉田甚吉 (1962)『薬業経営論』評論社。

琉球大学ホームページ <https://health-tourism.skr.u-ryukyu.ac.jp/project/1497.html>、2022.2.9ダウンロード。

呂惠眞・小泉聖一・石田正美 (2024)「と畜場における豚と牛の部位ごとの活用・廃棄状況に関する考察」『日本畜産学会報』95巻1号 (掲載予定)。

渡辺祥子 (2006)『近世大坂薬種の取引構造と社会集団』清文堂出版。

〈中国語文献〉

黄兆勝 (2003)『中薬学』人民衛生出版。

叶苓・陳深 (2004)『動物本草』中国医薬葯科技出版社。

許喬木 (1983)『薬学論集』中國文化大学。

Abstract:

This paper examines historical background of peculiar meat-eating culture less using animal organs or blood, based on Japanese and Chinese documents and materials. In ancient Japan, hunting was deeply rooted in people's lives, but after the meat-eating ban in the Asuka period, various laws were enacted, and along with the culture of avoiding impurity, the avoidance of meat-eating spread and such an order lasted until the end of the Edo period. In addition, in response to such laws and cultures of banning meat-eating in Japan, herbalism, which originally utilized animal-based herbal medicines in China, evolved into Japanese herbal medicine, which was mainly based on plants. On the other hand, limited meat-eating was practiced in the name of medicinal hunting. In addition, for producing leather for weapons, organizations for the processing of cattle and horses were established, and the authority to manufacture and sell herbal medicines and meat was given to such organizations, and they hand up them to 'samurai' families and nobles. Unlike the main islands of Japan where this culture of avoiding meat took root, in the islands around Okinawa Prefecture, pork and goat meat dishes were developed by the former Ryukyu Kingdom to entertain envoys from China. This led to the development of a meat-eating culture that uses organ meat and animal blood.